



令和5年度税制改正(NISA)について

税理士 重光 善夫

Q

今年の税制改正で NISA の制度が変わるそうですが、NISA とはどのようなもので、どう変わるのでしょうか？

皆様はじめまして

竹本先生からバトンを引継ぎ、今回からこのコーナーを担当させていただきます重光税理士事務所の重光と申します。よろしくお願いいたします。

A. NISA とは、通常、株式や投資信託などの金融商品を購入・投資をした場合、これらを売却して得た利益や受け取った配当に対して約 20% の税金がかかるのですが、NISA は、「NISA 口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入したこれらの金融商品から得られる売却や配当に対する利益が非課税、つまり税金がかからなくなる制度のことです。

2023(令和5)年までの NISA と2024(令和6)年以降の NISA の主な変更点については、以下の6点です。

- ① 非課税とされる保有期間が決まっていたものがずっと使えるようになった。
- ② 口座開設期間が決まっていたものがいつでも口座開設できることになった。
- ③ つみたてと一般（成長）のどちらかを選ばなければいけなかった NISA の投資枠について両方も利用することができるようになった。
- ④ 非課税の口座に1年間に投資できる金額が増えることとなった。
(つみたて枠は 40 万円から 120 万円、一般（成長）枠は 120 万円から 240 万円)
- ⑤ 非課税口座で保有できる限度額が増えることになった。
(つみたて枠は 800 万・一般枠は 600 万から、つみたて枠及び成長枠の合計で 1,800 万円(ただし、成長枠の限度額は 1,200 万円まで))
- ⑥ 一般（成長）枠の投資について金融商品を売却した場合の非課税枠を再利用することができるようになった。(今までは再利用することができなかった。)

これらのように NISA の抜本的な拡充と恒久化により、来年以降は今まで以上に株式や投資信託などの金融商品に対する投資が増加していくと思われます。

税理士
から一言

NISA口座内で、購入したこれらの金融商品は購入した時よりも売った時に金額が上がって
いけば利益となり問題はないのですが、下がった時においては損失になり、上がった株の利益
との合算はできませんので、購入・売却の際には注意が必要です。